

平成28年11月29日の議会運営委員会で、次のとおり政務活動費の使途の透明性の確保に努めるため、平成29年8月1日から平成28年度以降の政務活動費の領収書等をインターネットにより公開することと全会一致で決定しました。

28. 11. 29 議会運営委員会資料

政務活動費領収書等のインターネットによる公開について

1 現状

これまで、議会自らが議会改革の一環として検討・見直しを行う中で、平成18年度支出分からは、すべての支出書に領収書を添付し公文書開示の対象とするなどの取組を行ってきたところである。また、本市議会では使途の透明性の確保に努める一環として、平成27年7月から収支報告書の公開を行ったところであるが、昨今の政務活動費に対する関心度などを考慮すると、引き続き使途の透明性の確保に努めていく必要がある。

インターネット公開については、現時点で中核市47市のうち本市を含めた32市がインターネット上に収支報告書を掲載し、西宮市を含めた3市が領収書等の書類まで掲載しており、2市が掲載を予定している。更に、近隣では兵庫県をはじめ、神戸市、芦屋市が掲載している。

2 正副議長案（議会運営委員会確認事項案）

政務活動費領収書及び議会事務局作成の経理帳簿のインターネットによる公開

(1) 公開方法

会派から提出される政務活動費領収書及び経理帳簿を市議会ホームページ上で公開する。なお、公開するデータについては、提出された領収書をスキャンしたデータ（PDF）とする。

(2) 公開時期等

平成28年度分（平成29年4月提出分）の政務活動費領収書及び経理帳簿から公開することとし、公開の開始時期については、8月1日とする。また、公開の期間については、書類の保存期間にあわせて公開後3年間とする。

以 上